津島市財務会計システム更新業務公募型プロポーザル実施要領

１．目的

本要領は、「財務会計システム更新業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

２．業務概要

（1）業務名

財務会計システム更新業務

（2）業務内容

財務会計システムを更新するにあたり、要件分析、システム設計・構築、データ移行及びその他付随する作業を行う事業者の選定を行う。なお、導入システムは、安定性・確実性・拡張性のあるシステムで、システムの仕様については、別添「財務会計システム更新業務　公募型プロポーザル仕様書」のとおりとする。

（3）業務期間

・構築期間　令和５年４月１日から令和５年９月30日まで（予算編成機能）

　　　　　　令和５年４月１日から令和６年３月15日まで（その他の機能）

・稼働日　　令和５年10月１日（予算編成機能）

　　　　　　令和６年４月１日（その他の機能）

・利用期間　令和５年10月１日から令和11年３月31日まで（予算編成機能）

　　　　　　令和６年４月１日から令和11年３月31日まで（その他の機能）

なお、各期間等については、進捗状況等により変更となる場合がある。

３．予算額

本事業において、システムの構築費用の上限額は、40,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

４．実施形式 　公募型

５．日程

令和５年１月18日（水）公募開始

令和５年１月25日（水）質疑受付締切

令和５年２月１日（水）質疑に対する回答（ホームページ）（予定）

令和５年２月６日（月）参加申込の受付締切

令和５年２月17日（金）企画提案書等の提出締切

令和５年２月28日（火）１次審査（書類審査）（予定）

令和５年３月８日（木）１次審査結果の通知（予定）

令和５年３月16日（木）２次審査（デモンストレーション）（予定）

令和５年３月23日（水）２次審査結果の通知（予定）

　※日程は前後することがある。

６．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

（1）他の地方公共団体において、過去５年間に財務会計システムの導入実績があること。

（2）令和４・５年度津島市入札参加資格審査申請要領に基づき入札参加資格者名簿に登録された者であること。

（3）津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

（4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（5）会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11 年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（6）次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

（7）入札参加資格者名簿に未登録の者には、次の表に掲げる書類（申請日において、発行日より3か月以内のものとする。（鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。））を提出させ、確認した上で当該プロポーザルに参加させることができるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 書　類　名 | 摘　　　　　要 |
| 登記事項証明書等 | 法人の方のみ  登記事項証明書（履歴事項全部証明書） |
| 身元証明書 | 個人の方及び受任者（本籍地の市区町村で発行） |
| 委任状 | 契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの |
| 印鑑証明書 | 法人は法務局、個人は市区町村証明のもの |
| 納税証明書（国税） | 法人の方「その３の３」　／　個人の方「その３の２」 |
| 納税証明書  （愛知県税） | 愛知県に納税義務がある場合のみ  県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用） |
| 納税証明書  （津島市税） | 津島市に納税義務がある場合のみ（完納証明書） |
| 許可登録等を証明する  書類 | 法令により必要とする業種のみ |

７．募集内容

（1）募集方法

公告及び津島市公式ホームページにて募集

（2）申込期間及び時間

期間：令和５年１月18日（水）から令和５年２月17日（金）まで

時間：持参の場合は上記期間のうち開庁日の午前９時から午後５時まで

（3）申込方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は必着とし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

８．質疑・回答

（1）提出方法 別添の質問書（様式第13）により、「15．問合せ先」に電子メールにて提出し、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

（2）期限 令和５年１月25日（水）午後５時まで（必着）

（3）回答方法

令和５年２月１日（水）までに津島市公式ホームページにて回答を行う予定である。

９．参加申込の手続き

（1）提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア　参加申込書（様式第１）

イ　誓約書（様式第２）

ウ　参加資格確認書（様式第３）

エ　会社概要書（様式第４）

（2）提出期限

　　　令和５年２月６日（月）午後５時まで（必着）

（3）提出方法

提出する紙原本には代表者印を押印して提出し、上記データをPDFで保存したCD-ROM１枚を持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は必着とし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

（4）提出先

　　　〒496-8686

愛知県津島市立込町２丁目21番地　津島市役所総務部財政課

10．企画提案書等作成方法

企画提案書等は、仕様書に基づいた内容とし、令和５年２月17日（金）の午後５時までに提出すること。また、提出物としては紙原本各１部及び作成した電子ファイル（Word、Excel）並びに作成した電子ファイルをPDF化したものを保存したCD-ROM１枚を提出すること。

（1）企画提案書にかかる提出物

様式第５から12については、各電子ファイルに入力すること。なお、スケジュール表については、任意の書式にて新システム稼働までのスケジュール表を作成すること。

ア　業務協力予定書（様式第５）

イ　業務実施体制図（企業間連携図）（様式第６）

ウ　業務従事者一覧（様式第７）

エ　システム構築従事者一覧（様式第８）

オ　法制度改正調査票（様式第９）

カ　導入実績調査書（様式第10）

キ　機能調査票（様式第11）

ク　スケジュール表

ケ　見積書（様式第12）

コ　ア～ケ以外の本業務に関連する本市業務効率化等に資する独自提案書（以下「独自提案書」という。）

（2）提出要領及び注意事項

ア　業務協力予定書

・業務協力予定書（様式第５）に記載されている記載要領に従い記載すること。

イ　業務実施体制図（企業間連携図）

・業務実施体制図（企業間連携図）（様式第６）に記載されている記載要領に従い記載すること。

ウ　業務従事者一覧

・業務従事者一覧（様式第７）に記載されている記載要領に従い記載すること。

エ　システム構築従事者一覧

・システム構築従事者一覧（様式第８）に記載されている記載要領に従い記載すること。

オ　法制度改正調査票（様式第９）

・法制度改正調査票（様式第９）に記載されている記載要領に従い記載すること。

カ　導入実績調査書

・導入実績調査書（様式第10）に記載されている記載要領に従い、実績を記載すること。

キ　機能調査票

・パッケージの標準機能で対応可能な項目は「◎」を記載すること。

・パッケージに機能がなく、代替案又は運用回避にて対応可能な項目は「○」を記載の上、備考欄に代替案の具体的な内容を記載すること。

・パッケージに機能がなく、カスタマイズにて対応可能な項目は「△」を記載の上、備考欄にカスタマイズの具体的な内容を記載すること。

・パッケージに機能がなく、代替案やカスタマイズで対応が行えない項目は「×」を記載すること。

ク　スケジュール表

・スケジュール表はＡ４サイズとし、導入に係る打合せや機器設置、操作研修、データ移行、新システムと既存システムとの並行期間、並行期間に新システム側で実施する処理等、詳細が分かるように記載すること。また、本市職員と構築事業者の役割・作業分担も明記すること。

ケ　見積書

・提出する紙原本には代表者印を押印して提出すること。

・見積書（様式第12）に記載された内訳毎に見積額を記載すること。

・今回、構築するシステムは、新たにサーバを購入することは必須としないが、企画提　案者は指定するライセンス数及び登録者数が快適なレスポンスで利用できることを前提に必要となる機器を調達し、将来的にも追加費用が発生しないように今回の見積に全て含めること。

　　コ　独自提案書

　　　・独自提案書はＡ４サイズとし、本市の業務効率化等に資する提案を具体的に記載すること。今回提案する財務会計システムの機能に係る内容のほか導入後の保守体制に係る内容も提案可とし、詳細な説明を要しなくても、理解できる内容とすること。

　　　・独自提案書は今回の調達に係るものだけでなく、将来的な拡張性に係る機能でもよいものとし、今回の導入費用に含まれない場合、その旨がわかるようにすること。ただし、審査項目「安全管理性」に該当する内容はデモ資料に記載すること。

　　　・独自提案１件につきＡ４サイズ片面５枚以内とすること。

11．審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、津島市プロポーザル選考委員会が審査する。

（1）１次審査

提出書類による書類審査を行い、上位３者を選定する。第３順位の事業者が２以上あるときは、委員会委員の投票により順位を決定する。

（2）２次審査

　　１次審査通過者は、企画提案書等に基づくプレゼンテーションを含むデモンストレーションを行う。その後、ヒアリングを実施した上で審査を行う。デモンストレーションは60分、ヒアリングは20分を予定している。

　　なお、会場及びスクリーンは本市で用意するものとし、パソコンその他の必要機材は提案事業者が準備すること。デモンストレーションには、本市の実務担当者が参加するため、デモ資料を後日連絡する部数分用意すること。

　　デモ資料は、後述されている審査項目を説明できる構成とし、Ａ４サイズで片面10枚以内とする。

　　また、時間や場所等については、１次審査通過者へ別途通知する。

（3）審査の方法

ア　財務会計システム更新プロポーザル総合評価表の１次審査と２次審査の評価合計点の合計が最も高い事業者を第１順位の契約候補者とし、２番目に高い得点の事業者を第２順位の契約候補者として選定する。

　なお、本プロポーザルで第１順位の契約候補者として選定された事業者は、審査の結果、最適な事業者として選定したものであり、津島市との契約が約束されるものではない。

　　イ　評価項目ごとに平均値を算出し、全項目の平均値を合計した点数を評価合計点とする。

ウ　評価合計点が同点となる事業者が２以上あるときは、委員会委員の投票により順位を決定する。

エ　配点の６割を最低基準とし、１次審査及び２次審査において、評価合計点がそれぞれ最低基準点に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

オ　審査に係る評価及び採点に関する異議は受け付けない。

カ　第１順位の契約候補者を契約の相手方とする。ただし、第１順位の契約候補者として選定された事業者が次に掲げる事由に該当することとなった場合は、第２順位の契約候補者として選定された事業者を契約の相手方とする。

・随意契約に応じない場合

・「14．その他（3）失格事項」に該当することとなった場合

（4）審査項目

　　　審査項目は別表のとおりとする。

（5）審査結果の通知

審査を受けた全ての事業者に対し、審査の結果を通知する。通知日については、１次審査結果は令和５年３月８日（木）、２次審査結果は令和５年３月23日（水）を予定している。

12．提出書類の取扱い

（1）提出されたすべての書類は、返却しない。

（2）提出後の差し替え及び追加・削除は認めない

（3）提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、提出事業者の承諾を得ずに使用できるものとする。

（4）市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

（5）企画提案書等の提出は１者につき１案とする。

（6）提出された書類に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提出した事業者が追う。

13．情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、津島市情報公開条例（平成12年３月31日条例第１号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

14．その他

（1）費用負担

書類作成、提出及びデモンストレーションに係る一切の経費は、提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合においてプロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

（2）参加辞退の場合

随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。

なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。

（3）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア　参加資格要件を満たしていない場合、又は候補者決定までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　見積書の金額が予算額を超過した場合

（4）著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（5）異議の申し立て

企画提案者はプロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（6）不当要求への対応

契約の履行に当たり、妨害または不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

（7）作成及びデモンストレーションに用いる言語等

本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

（8）本件は、令和５年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

（9）記載内容以外の事項

実施要領、仕様書及び企画提案書等に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。

15．問合せ先

担　　当　津島市総務部財政課財政グループ

所 在 地　〒496-8686　愛知県津島市立込町２丁目21番地（津島市役所３階）

電話番号　0567-55-9616

Ｅメール　zaisei@city.tsushima.lg.jp

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 評価事項 |
| 実現性 | 構築体制、保守体制ともに実現性が高く、本市の負担になることなくサービス提供できるか。 |
| 安全性 | スケジュールに余裕があり、安全にシステム稼働できるか。 |
| 信頼性 | 豊富な導入実績を持ち、安全な新システムへの移行が可能か。 |
| 柔軟性 | 法制度改正対応において、将来にわたり予算措置等の負担なく柔軟に対応できるか。 |
| 機能性 | 機能が優れているか。 |
| 経済性 | 導入費用及び保守費用が経済性に優れているか。 |

１次審査

２次審査

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 評価事項 | 詳細 |
| 適応性 | 見易さ、使いやすさに配慮があるか。 | ・画面構成が見やすく、複数画面起動など効率的な操作ができるか。  ・ EUC機能が充実しており、操作が容易にできるか。 |
| 予算編成 | 右欄の機能について予算編成業務の効率化が期待できるか。 | ・予算見積入力  ・予算見積書印刷  ・予算査定入力  ・予算書作成  ・科目マスタメンテナンス |
| 予算執行 | 右欄の機能について予算執行業務の効率化が期待できるか。 | ・伝票起票  ・予算差引簿  ・執行状況の帳票  ・日計処理  ・決算書作成 |
| 決算統計 | 右欄の機能について決算統計業務の効率化が期待できるか。 | ・分析  ・本表作成  ・表間突合・表内検算 |
| 安全管理性 | 保守体制が充実しており、非常時に迅速な対応が可能か。 | ・システム障害等への対応体制が強固であり、不測の事態へも迅速に対応できるか。 |
| 独自性 | 業務改善等について有用な追加提案があるか。 | ・追加提案が複数あり、業務改善や職員の負担軽減等が図られるか。 |
| 誠実性 | 質疑において信頼できる回答であるか。 | ・質疑において意図にあった回答が行われたか。 |